

天理市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第5号

天理市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続を簡素化することにより、市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、天理市規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印に関する特例)

第2条 天理市規則で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印を省略できるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。